

奈良県告示第百六号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条第二項の規定において準用する同法第五十条の二の規定により、指定施術者から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成二十八年六月二十八日

奈良県知事 荒井正吾

宮里 元気	施術者の氏名	施術所の名称及 び所在地	変更事項		変更年月日
			旧	新	
みやさと鍼灸マ ッサージ院 北葛城郡王寺町 明神一丁目六番 二六号			みやさと治療院	みやさと鍼灸マ ッサージ院	平成二十八 年四月二十 五日